

台風等の場合における授業・定期試験の取扱いについて

平成 29 年 12 月 12 日一部改正 教育・学生支援機構教育推進部門

1 台風等の場合における授業・定期試験の取扱いについては、以下のように取り扱う。

(1) 大津キャンパスの場合

別表 1 の地域又は市町のいずれかに暴風警報、暴風雪警報又は特別警報（大雨、暴風、暴風雪）が発表された場合は、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む。）を休講とする。

ただし、午前 7 時までに警報が解除された場合は、第 1 時限目の授業から実施する。

また、午前 10 時までに警報が解除された場合は、第 3 時限目の授業から実施する。

さらに、午後 2 時までに警報が解除された場合は、第 6 時限目の授業から実施する。

(2) 彦根キャンパスの場合

別表 2 の地域又は市町のいずれかに暴風警報、暴風雪警報又は特別警報（大雨、暴風、暴風雪）が発表された場合は、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む。）を休講とする。

ただし、午前 7 時までに警報が解除された場合は、第 1 時限目の授業から実施する。

また、午前 10 時までに警報が解除された場合は、第 3 時限目の授業から実施する。

さらに、午後 2 時までに警報が解除された場合は、第 5 時限目の授業から実施する。

2 定期試験が中止となった場合の試験の実施の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 1 日又は 1 日の途中で中止となった場合、試験予備日に中止日の同時限の日程で行う。

(2) 中止日が 2 日以上の場合、試験予備日及びその翌日（土・日・祝日を除く。）以降、順次、中止となった試験日程順に各中止日の同時限の日程で行う。

3 その他、特殊な事情の場合はその都度掲示する。

4. 一般の授業が 1 により休講となった場合の取扱いについては、その都度掲示等により連絡する。

別表 1

地 域	市 町 村	
滋賀県南部	近江南部	大津市南部、草津市、守山市、栗東市、野洲市
	東近江	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
	甲賀	甲賀市、湖南市

別表 2

地 域	市 町 村	
滋賀県北部	近江西部	大津市北部、高島市
	湖北	長浜市、米原市
	湖東	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町